

「各種事務事業の取扱い」

23 水道・ガス分科会

長岡市・和島村合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
201	010103	水道料金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
202	010104	水道の加入金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
203	010118	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、電算システムが統合されるまでは現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

201

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
23 水道・ガス	01 上水道	01 業務関係	03 水道料金

長岡市				中之島町				越路町				和島村					
1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料					
用途・メーターの口径	基本料金	従量料金		用途・メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金	用途	基本料金 水量 料金	超過使用料金			用途	基本料金 水量 料金	超過料金 1mにつき		
一般給水		水量1~10m	水量11m以上	一般給水			1m当り	一般用	8mまで	1,900円	9mから30mまで1mにつき110円、 31m以上1mにつき90円	一般用	10mまで	1,800円	180円		
13mm	480円	1mにつき60円	1mにつき165円	13mm	10mまで	1,150円	1m~200m	営業用				10mまで	1,800円	180円	営業用	10mまで	1,800円
20mm	990円	1mにつき165円		20mm	10mまで	2,070円	120円	官公用				浴場営業用	100mまで	15,000円	100円		
25mm	1,570円			25mm	10mまで	3,220円	201m~500m		プール1種	500mまで	47,000円		基本水量超過1mにつき60円	娯楽用	10mまで	3,000円	300円
30mm	2,400円			40mm	-	8,280円	105円		プール2種	1,000mまで	83,000円			臨時用	10mまで	3,000円	300円
40mm	4,790円			50mm	-	12,650円	501m~5000m		浴場用	100mまで	12,000円			共用給水装置	10mまで	1,800円	180円
50mm	9,040円			75mm	-	28,750円	95円		工場用小口	100mまで	12,000円			2 メーター使用料(臨時給水時のみ)			
75mm	24,500円			100mm	-	51,750円	5001m以上		工場用大口	500mまで	59,000円		基本水量超過1mにつき110円	口径	料金		
100mm	50,700円			150mm以上	-	115,000円	90円		工場用特殊	1,000mまで	117,000円			13mm	100円		
150mm以上	管理者が別に定める額			浴場給水	-	-	35円		臨時娯楽用	8mまで	1,900円		9mから30mまで1mにつき150円、	20mm	200円		
浴場給水	一般給水と同じ	1mにつき20円		※見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。				共用栓	8mまで	1,900円		25mm	300円				
臨時給水	一般給水と同じ	1mにつき330円		※口径13mmから25mmまでは、10mまでは基本料金のみで、11mから超過使用分として従量料金がかり、基本料金に加算される。				2 メーター使用料				30mm	500円				
※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月) 3,555円 (口径13mm)				※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月) 2,950円 (口径13mm)				※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月) 3,830円 (口径13mm)				※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の料金表。 ※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月) 4,500円 (口径13mm)					

三島町				山古志村				小国町				課題		調整方針案	
1 水道使用料				1 簡易水道使用料				1 水道使用料							
用途	基本料金		超過料金	用途	基本使用料		超過料金	用途	基本料金		超過使用料金				
	水量	料金	1mにつき		水量	使用料	1mにつき		水量	料金	9~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上		
一般用	10m ³ まで	1,800円	180円	一般用	10m ³ まで	2,000円	200円	一般用	8m ³ まで	1,900円	140円	120円	100円		
営業用	10m ³ まで	1,800円	180円	営業用	10m ³ まで	2,000円	200円	営業用			80m ³ まで	50,000円	401m ³ 以上、1m ³ につき100円		
浴場営業用	100m ³ まで	15,000円	100円	官公用	10m ³ まで	2,000円	200円	官公・学校用			160円	140円	110円		
娯楽用	10m ³ まで	3,000円	300円	プール	500m ³ まで	35,000円	100円	プール1種	400m ³ まで	90,000円	81m ³ 以上、1m ³ につき120円				
臨時用	10m ³ まで	3,000円	300円	集会所	10m ³ まで	2,000円	200円	プール2種	800m ³ まで	15,000円	251m ³ 以上、1m ³ につき110円				
共用給水装置	10m ³ まで	1,800円	180円	その他	10m ³ まで	2,000円	200円	工場用小口	80m ³ まで	41,000円	401m ³ 以上、1m ³ につき100円				
2 メーター使用料(臨時給水時のみ)				2 メーター使用料				2 小規模水道(山野田)・簡易水道使用料(法末・八王子)							
口径	料金			口径	料金			固定料金		水量料金					
13mm	100円			13mm	80円			水量	料金	8m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ につき170円					
20mm	200円			20mm	130円			8m ³ まで	1,900円	50m ³ を超え100m ³ まで 1m ³ につき150円					
25mm	300円			25mm	160円					100m ³ 以上 1m ³ につき130円					
30mm	500円			30mm	260円					※参考：(25m ³ /月) 4,280円 (口径13mm)					
40mm	900円			40mm	400円					2 小規模水道(山野田)・簡易水道使用料(法末・八王子)					
40mmを超えるもの	2,000円			50mm	1,300円			※消費税は含まれていない。							
※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の料金表。 ※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月) 4,500円 (口径13mm)				※簡易水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月) 5,080円 (口径13mm)				※参考：(25m ³ /月) 4,280円 (口径13mm)							

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

202

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23 水道・ガス		01 上水道		01 業務関係		04 水道の加入金	
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額
13mm	55,000円	13mm	25,000円	13mm	60,000円	13mm	50,000円
20mm	128,000円	20mm	60,000円	20mm	60,000円	20mm	90,000円
25mm	220,000円	25mm	100,000円	25mm	70,000円	25mm	150,000円
30mm	330,000円	40mm	300,000円	30mm	80,000円	30mm	230,000円
40mm	660,000円	50mm	500,000円	40mm	100,000円	40mm	300,000円
50mm	1,080,000円	75mm	1,200,000円	50mm	120,000円	50mm	400,000円
75mm	2,900,000円	100mm	2,500,000円	75mm	250,000円	75mm	600,000円
100mm	5,440,000円	150mm	管理者が別に定める額	100mm	500,000円	75mmを超えるもの	企業長が別に定める額
150mm以上	管理者が別に定める額 (消費税は含まれていない。)	(消費税は含まれていない。) 見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。		(消費税は含まれていない。)		(消費税は含まれていない。) 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
メーターの口径	加入金の額	一律 30,000円 (消費税は含まれていない。)		メーターの口径	加入金の額	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。	
13mm	50,000円			20mm	60,000円		
20mm	90,000円			25mm	100,000円		
25mm	150,000円			30mm	140,000円		
30mm	230,000円			40mm	250,000円		
40mm	300,000円			75mmまで	850,000円		
50mm	400,000円			私設消火栓	30,000円		
75mm	600,000円			(消費税は含まれていない。)			
75mmを超えるもの	企業長が別に定める額 (消費税は含まれていない。) 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。						

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

203

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23	水道・ガス	01	上水道	01	業務関係	18	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
1 検針サイクル 隔月検針 (市内を東西に2分割し隔月に検針。) 2 料金の納付 隔月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 見附市より給水を受けている。		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、和島村については、電算システムが統合されるまでは現行どおりとする。	